

令和5・6年度

島原市物品購入入札参加資格審査申請書提出要領（随時受付）

1 受付期間

令和5年6月1日（木）から 令和7年3月31日（月）まで

（土曜、日曜及び祝日を除く午前8時30分～午後5時15分）

2 提出場所

島原市役所 総務部 契約管財課 契約検査班

住所 〒855-8555 長崎県島原市上の町 537 番地

電話 0957-62-8024 F A X 0957-62-8260

3 提出方法

- ・ 持参の場合は書類内容について説明できる人が持参してください。
- ・ 受付の際、書類に不備・不足がある場合は受理できません。

4 提出資格

（1） 島原市契約規則（平成9年島原市規則第8号）第2条に該当しない者

※島原市契約規則第2条

- 1 市長は、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争入札に参加させることができない。
 - ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後2年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。
 - ① 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量について不正の行為をした者
 - ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を書し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - ⑦ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（2） 市町村税を滞納していない者。

（3） 消費税及び地方消費税を滞納していない者。

5 有効期間

入札参加資格が認定された日から令和7年3月31日まで

6 提出書類

- この申請書は、島原市水道事業入札参加資格申請を兼ねるものとします。
- 下記の提出書類を番号順にクリップやファイリングファスナー等でしっかりと綴じて提出して下さい。

(1)	島原市競争入札参加資格審査申請書（物品購入）	島原市指定様式
(2)	委任状	島原市指定様式
(3)	営業業種	島原市指定様式
(4)	契約実績	島原市指定様式
(5)	主要取扱品目及びメーカー	島原市指定様式
(6)	主な仕入先及び代理店・特約店	島原市指定様式
(7)	使用印鑑届	島原市指定様式
(8)	誓約書	島原市指定様式
(9)	登記簿謄本又は身分証明書（写可）	
(10)	印鑑証明書（写可）	
(11)	市税を滞納していない旨の証明書（写可）	
(12)	消費税及び地方消費税の未納がない旨の証明書（写可）	
(13)	営業許可証の写し	

※提出書類記載上の注意

(1) 島原市競争入札参加資格審査申請書（物品購入）

申請人

- 本社（本店）を記入してください。
- 印鑑は代表者の実印を押印してください。
- 商号、代表者名等には必ずフリガナを記入してください。

委任先

- 本社（本店）以外で入札、見積及び契約を行う場合は記入してください。
- 印鑑は入札、見積及び契約に使用する印鑑（(7)の使用印鑑届で登録する印と同じもの）を押印してください。
- 商号、代表者名等には必ずフリガナを記入してください。

(2) 委任状

支店等に入札、見積及び契約等を委任する場合は提出してください。

(3) 営業業種

入札参加を希望する業種の業種番号に○を記入してください。（6業種まで）また、業種中の取り扱う品目に○を記入してください。

※ 業種番号24「印刷」を希望する場合は、「印刷関係設備等調査書」を添付してください。

(4) 契約実績

島原市、国、他の地方公共団体等と申請日以前2箇年以内の主な契約実績のうち、業種番号ごとに契約金額の大きいものから5件記入してください。

(5) 主要取扱品目及びメーカー

取扱品目及び取扱いメーカーについて記入してください。業種番号03「各種車両整備」を希望する場合は、様式下欄の「取扱い可能な車種」にも記入してください。

(6) 主な仕入先及び代理店・特約店

主な仕入れ先（メーカー又は販売会社）について記入してください。代理店・特約店の契約を結んでいる場合は、証明書の写しを添付してください。

(7) 使用印鑑届

- ・島原市の入札、契約、代金請求等に使用する印鑑を押印してください。
- ・使用印鑑は、代表者（委任する場合は受任者）を表す印鑑を登録してください。
- ・法人の場合、社印（角印）のみでは使用印鑑として認めておりませんので、必ず個人印を併せて登録してください。

(8) 誓約書

- ・本社（本店）で記入してください。
- ・印鑑は代表者の実印を押してください。

(9) 登記簿謄本又は身分（身元）証明書

- ・申請者が法人の場合は、履歴事項全部証明書を提出してください。※現在事項全部証明書は不可です。
- ・申請者が個人の場合は、身分（身元）証明書を提出してください。
- ・申請日以前3箇月以内に証明されたものを提出してください。

(10) 印鑑証明書

- ・申請者が法人の場合は、法務局発行の印鑑証明書を提出してください。
- ・申請者が個人の場合は、市町村発行の印鑑証明書を提出してください。
- ・申請日以前3箇月以内に証明されたものを提出してください。

(11) 納税証明書（市町村税）

- ・島原市内に本店（本社）又は支店等を有する場合は、「島原市の市税を滞納していない旨の証明書」を提出してください。証明書は島原市税務課、有明支所で発行しています。
- ・**島原市内に支店等がない場合は、本社所在地の「市町村税を滞納していない旨の証明書」**を提出してください。
- ・申請日以前3箇月以内に証明されたものを提出してください。

(12) 国税を未納していない旨の証明書

- 証明書は本社所在地の所轄税務署で発行しています。
- 申請者が**法人の場合は、納税証明書「その3の3」(法人税+消費税)**を提出してください。
- 申請者が**個人の場合は、納税証明書「その3の2」(所得税+消費税)**を提出してください。
※別添参考資料記載のとおり
- 申請日以前3箇月以内に証明されたものを提出してください。

(13) 営業許可書の写し

- 営業許可を必要とするものは許可証等の写しを提出してください。
- 申請書の提出日現在で有効期限内のものを提出してください。

※ 別添「営業に必要な許可、認可、登録等(例示)について」参考

7 受付・登録の確認

- 郵送による参加申込みをされる方で、受付確認が必要な場合は、宛先を記入した返信用封筒(定型)に84円切手を貼付したものを同封してください。
- 書類審査後、競争入札参加者資格登録業者一覧を、市ホームページに掲載いたします。

8 登録内容の変更

- 登録内容に変更が生じた場合は、下記により速やかに届け出てください。

変更事項		提出するもの			
		競争入札参加資格審査申請書変更届	使用印鑑届	委任状	履歴事項全部証明書の写し
本社(店)	社(店)名	○	○	○	○
	代表者	○	必要に応じて	○	○
	所在地	○		○	○
	電話・FAX 番号	○			
委任先	支社(店)等名	○	○	○	
	代表者	○	必要に応じて	○	
	所在地	○		○	
	電話・FAX 番号	○			
その他		○	変更事項が確認できる書類の写し		

※上記については変更が生じた業種の数、提出をお願いします。